



平成26年度 福岡市男女共同参画推進協議会

平成26年9月4日(木) 9:40～9:55 庁議室

次 第

- 1 福岡市男女共同参画基本計画(第2次)の実施状況及び評価について
- 2 その他

市民局

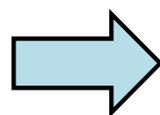
福岡市男女共同参画基本計画(第2次)の実施状況及び評価について

1. 計画の推進体制

(1) 福岡市男女共同参画推進協議会

(会長：高島市長、副会長：貞刈副市長、委員：管理者、教育長、全局・区長等)

- 計画の進捗状況の把握
- 庁内の連携強化



男女共同参画推進施策の総合的かつ効果的な実施

(2) 福岡市男女共同参画審議会

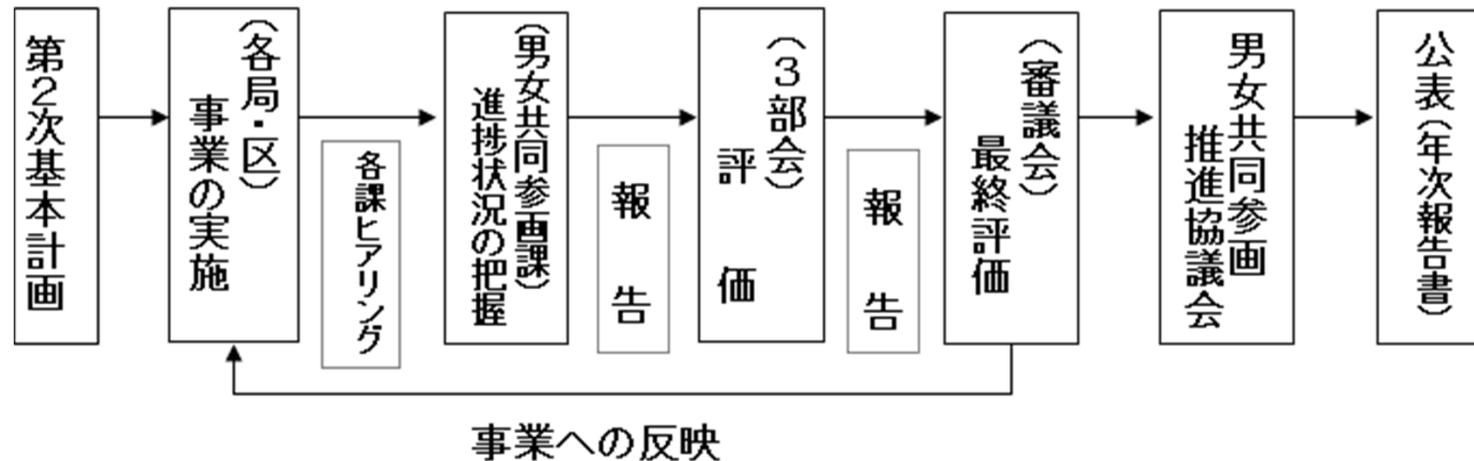
基本計画において特に重要と認められる項目（重点評価項目）の進捗状況について、毎年度評価を行う。

平成26年度実績

開催日	会 議
7/ 9	審議会（総会）
7/ 9	部 会（3部会）
7/14	部 会（ワーク・ライフ・バランス・女性の活躍促進）
7/16	部 会（男女平等教育・地域支援）
7/22	部 会（DV防止・子育て支援）
8/ 1	審議会（総会）

2. 計画の進行管理

(1) 進行管理・評価の流れ



(2) 重点評価項目及び部会の構成

重点評価項目	部会名
●男女平等教育の推進	男女平等教育・地域支援部会
●地域における男女共同参画推進活動の支援	
●配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護	DV防止・子育て支援部会
●子育て支援の充実	
●仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	ワーク・ライフ・バランス・女性の活躍促進部会
●市の政策・方針決定過程への女性の参画促進	
●働く女性への支援	

3. 審議会評価

(重点評価項目)

男女平等教育の推進

(平成25年度の取組みに対する審議会意見)

- 中学校における副読本の活用や男女混合名簿の採用については、依然として取組みが不十分。副読本については、分かりやすく使いやすい内容に改訂すること。混合名簿の採用については、中学校に積極的に働きかけること。
- 平成25年度からの3年間で、市立中学全69校で中学生向け出前セミナーを実施することについては、評価ができる。中学校在学中に全員が受講できるよう取組みを充実すること。
- 男女平等教育については、道徳教育との連携も含めあらゆる場面で取り組めるような新たな方策を検討すること

(重点評価項目)

地域における男女共同参画推進活動の支援

(平成25年度の取組みに対する審議会意見)

- 「みんなで参画ウィーク」に取り組む校区数が増えていることは評価できる。さらに、全校区での実施に向けて支援を行うこと。校区においての取組内容に男女共同参画の視点が反映されているか確認するとともに、自治協議会全体の取組みとして実施されるよう努めること。
- 地域における諸団体の長への女性の参画を促進するよう市から働きかけること。
- 公民館において年1回は男女共同参画講座を実施するよう市から強く働きかけるとともに、公民館館長や職員への研修を実施すること。

(重点評価項目)

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護

(平成25年度の取組みに対する審議会意見)

○若年層に対するDVに関する教育啓発は重要であり、市立高校に限らず、小・中学校へ普及対象を拡大し、DV予防教育を人権問題として取り組むこと。

○DVの連鎖を防ぐため、DV家庭の子どもへの支援に取り組むこと。

(重点評価項目)

子育て支援の充実

(平成25年度の取組みに対する審議会意見)

○平成26年4月1日時点の待機児童ゼロは評価できるものの、未入所児童数は依然1,000人を超えている。その理由などの状況を分析するとともに、これを解消するため、さらなる整備を進めること。

○パート就労や求職中の人々が利用しやすい保育として、一時保育事業などを充実すること。さらに、ファミリー・サポート・センター事業など市民参加型の事業についても積極的に普及・宣伝に取り組むこと。

○留守家庭子ども会事業については、開設日・時間について検討し、より充実すること。

(重点評価項目)

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

(平成25年度の実施状況に対する審議会意見)

- 子育てや介護をする人をはじめとする、すべての人を対象にしたワーク・ライフ・バランスを促進すること。
- そのために、具体的なメリットのある施策の実施や、市の率先した取組みの紹介、経済団体への協力依頼等の働きかけを行うこと。

(重点評価項目)

市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

(平成25年度の取組みに対する審議会意見)

- 審議会等委員への女性の参画については、市長がリーダーシップを発揮し、目標達成に向けたさらなる取組みを進めること。
- 市職員の役職者に占める女性の割合を平成30年度までに20%以上とする目標を達成するため、今後も、関係部署が連携して一層の取組みを進めること。ただし、目標達成に向けた市の取組みは評価できるので、企業にもその手法をPRすること。

(重点評価項目)

働く女性への支援

(平成25年度の取組みに対する審議会意見)

- 働く女性への支援については、国の動きを注視しながら、福岡県やその他の自治体と連携し、補完し合うような事業を引き続き進めること。
- 就職1～2年目の社員や就職を間近に控えた学生など若い世代を対象に、キャリアアップ、育児介護支援等の制度、労働法令、相談窓口等に関する情報の提供も検討すること。

4. 審議会等委員への女性の参画促進について

(1) 数値目標

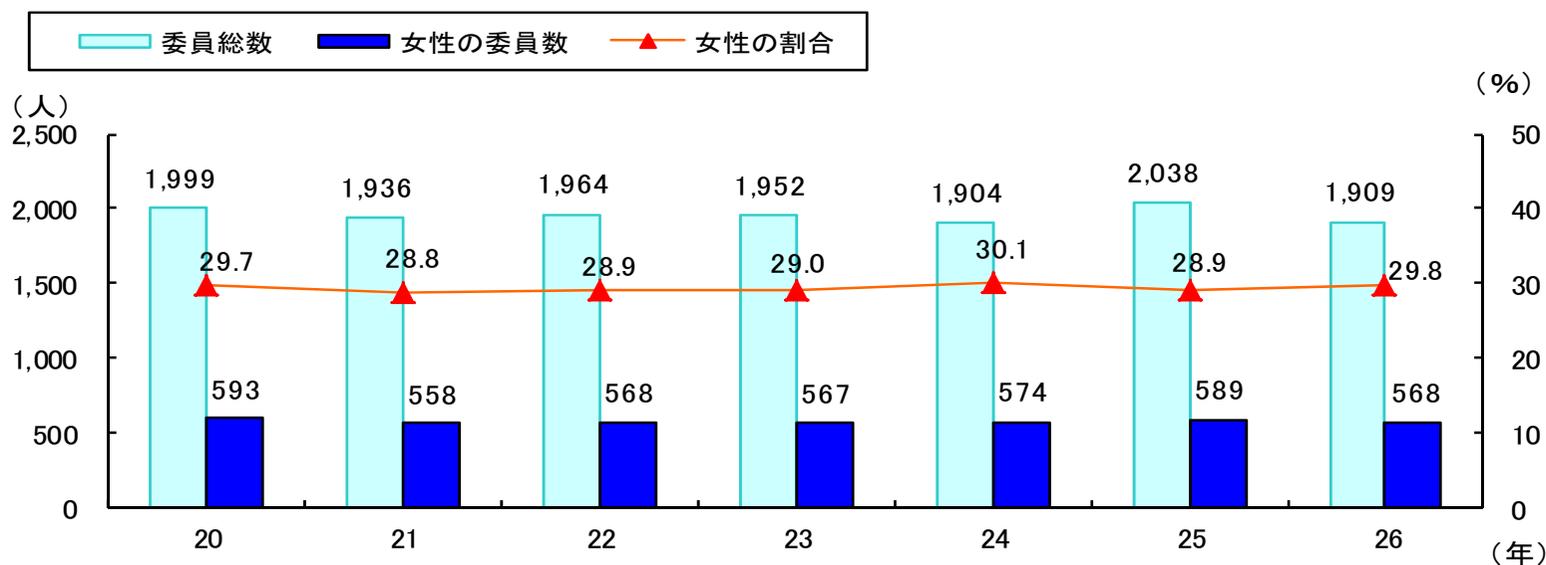
平成27年度までに、福岡市の審議会等委員への女性の参画率**35%**を目指します。
あわせて、**女性委員のいない審議会等の解消**を目指します。

初期値（平成22年6月1日現在）

審議会等委員への女性の参画率：28.9%

女性委員のいない審議会等の数：12

(2) 参画状況の推移(福岡市)



(3) 平成25年度調査結果のポイント

- ア 女性委員を含む行政委員会・附属機関 81/88 = 92.0%
女性委員のいない行政委員会・附属機関 7/88 = 8.0%
- イ 女性委員の割合が35%に達している行政委員会・附属機関 37/88 = 42.0%
(女性委員の割合が30%に達している行政委員会・附属機関 46/88 = 52.3%)

20都市中
18位

他の政令指定都市と比較してみると・・・

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	堺市	岡山市	広島市	北九州市	熊本市	福岡市
審議会の女性委員比率(%)	37.0	34.7	35.9	27.9	38.3	30.7	32.0	37.7	33.0	30.9	34.8	32.7	34.0	31.6	36.4	41.3	29.8	41.9	30.8	29.8
目標値等	29年度 40%	27年度 35%	30年度 42%	(設定無) 30%	26年度 50%	30年度 40%	31年度 40%	27年度 40%	26年度 33.3%	26年度 35%	27年度 40%~60%	(設定無)	27年度 40%	27年度 35%	33年度 40%~60%	28年度 40%	(設定無)	30年度 50%	30年度 40%	27年度 35%

調査時点は平成26年3月31日あるいは4月1日現在の自治体が多いが、調査時点は自治体により異なる。

※本市は6月1日

資料：大都市男女共同参画行政主管者会議（平成26年度） ※福岡市を除く。

【参考】 保健福祉局の取組み

関係団体との協議の場において、局長から直接、役員クラスへの女性登用を働きかけたもの。

(保健福祉局)

○役員への女性の登用を積極的におこなっていただきたい。

(関係団体)

○女性をもっと増やしたい。そのために、仕組みを少しずつ変えていきたい。

○女性の積極的な社会参加がないと、高齢社会を乗り切れない。
市の取組みに期待する。

5. 女性職員の登用促進について

(1) 数値目標

福岡市の役付職員（係長級以上）に占める女性の割合20%以上を達成するため、平成27年度までに、福岡市の係長級職員への昇任候補者（総括主任級職員）のうち30歳代の職員における男女の割合が、同年代の職員全体の男女の割合と同等になることを目指します。

初期値

福岡市の30歳代の総括主任級職員（行政事務職）の男女別割合（平成22年9月1日現在）

男性：63.8%（30歳代の職員に占める男性の割合：51.4%）

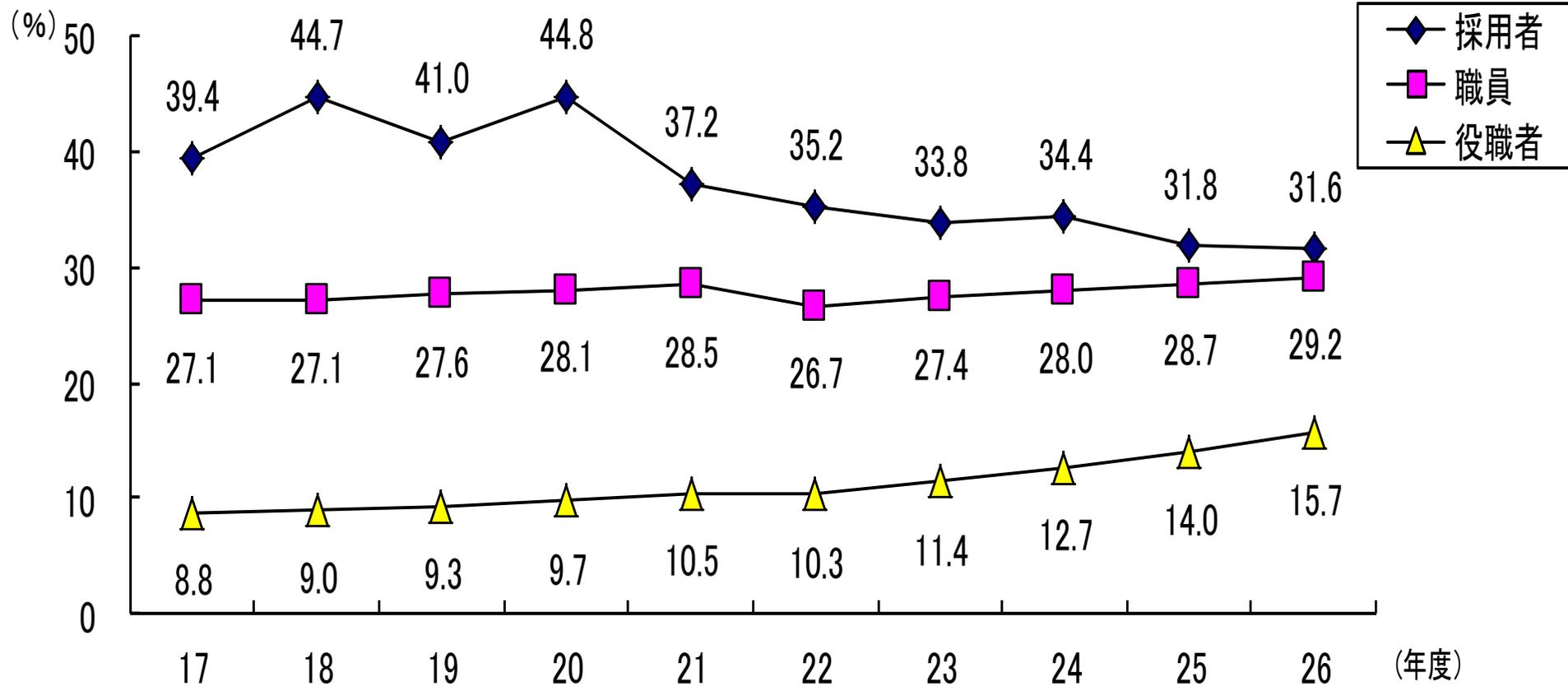
女性：36.2%（30歳代の職員に占める女性の割合：48.6%）

※参考：福岡市職員の人材育成・活性化プラン（平成22年5月改定）

女性職員がイキイキと働き、男女の区別なく意欲と能力に応じて評価され、政策・方針の決定過程に多くの女性職員が参画できるよう、キャリア能力開発プログラムを活用した女性職員のキャリア支援や仕事と家庭の両立支援のための取組を進め、役付職員（係長級以上）に占める女性の割合を、平成30年までに20%以上にすることを目指します。

(2) 福岡市の状況

① 福岡市職員における女性の割合の推移



②福岡市職員における女性の割合（内訳）

区分	平成25年					平成26年				
	総数（人）	女性数（人）	総数に占める女性の割合（%）	男性数（人）	総数に占める男性の割合（%）	総数（人）	女性数（人）	総数に占める女性の割合（%）	男性数（人）	総数に占める男性の割合（%）
役職者	2,835	396	14.0	2,439	86.0	2,849	447	15.7	2,402	84.3
局部長級	199	17	8.5	182	91.5	195	15	7.7	180	92.3
課長級	567	48	8.5	519	91.5	589	65	11.0	524	89.0
係長級	2,069	331	16.0	1,738	84.0	2,065	367	17.8	1,698	82.2
一般職員	6,798	2,364	34.8	4,434	65.2	6,721	2,346	34.9	4,375	65.1
合計	9,633	2,760	28.7	6,873	71.3	9,570	2,793	29.2	6,777	70.8
採用者	318	101	31.8	217	68.2	250	79	31.6	171	68.4

注1:採用者の数は、人事委員会が実施する採用試験（上級、中級及び初級）の対象職種（ただし、学校事務、文化財専門職及び化学技術は除く）

注2:採用者の数は採用年度ベース。平成26年度については5月1日現在の数

注3:職員数及び役職者数は5月1日現在の数

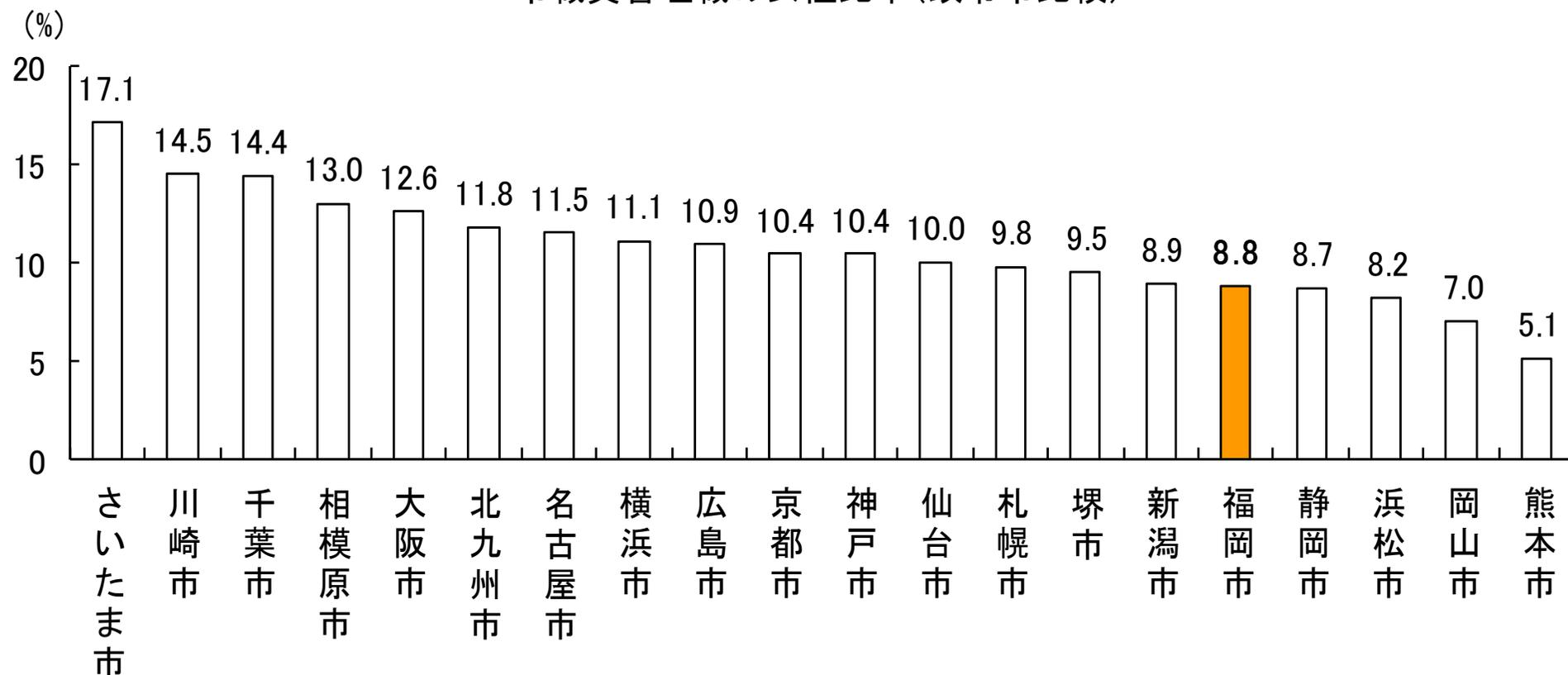
③福岡市の30歳代の職員（行政事務職）における男女の割合の推移

年度	30歳代総括主任級職員				30歳代職員全体			
	男性		女性		男性		女性	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
24年度	225	61.6%	140	38.4%	542	50.4%	533	49.6%
25年度	215	58.1%	155	41.9%	532	50.3%	526	49.7%
26年度	189	53.4%	165	46.6%	525	50.3%	518	49.7%

※各年度7月1日現在（年齢は年度末時点）。

(3) 政令市比較

市職員管理職の女性比率(政令市比較)



※ 調査時点は平成25年4月1日現在の自治体が多いが、時点が違うところもある。

※ 本調査で対象としている公務員は、各政令指定都市で採用され、もしくは定員となっている公務員。国などから出向し、現在各自治体の定員に含まれている公務員は調査対象となる。なお、各自治体の職員でも、教職員(園長)は本調査の対象外。

※ 本調査での管理職とは、本庁における課長相当職以上の役職を指す。出先機関の管理職については、本庁の課長相当職以上に該当する役職のみを管理職として計上する。

資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成25年度)」

(第5期)福岡市男女共同参画審議会 委員名簿

H26. 7. 1現在 五十音順 敬称略

		役職等
1	池田 真澄	福岡労働局雇用均等室長
2	石川 孝治	福岡市自治協議会等7区会長会代表
3	宇治野 みさゑ	弁護士
4	太田 由美子	公募委員
5	岡崎 正登	連合福岡・福岡地域協議会代表
6	雁瀬 暁子	公募委員
7	久池井 啓江	公募委員
8	久保川 保治	福岡市立中学校校長会代表(原中学校校長)
9	坂田 正彦	株式会社テレビ西日本 取締役総務局長兼経営管理局長

		氏名	役職等
10	櫻井 千恵美	福岡市七区男女共同参画協議会会長	
11	中村 仁彦	福岡商工会議所専務理事	
12	錦谷 まりこ	九州大学持続可能な社会のための決断科学センター准教授	
13	原 健一	佐賀県DV総合対策センター所長	
14	久留 百合子	株式会社ビスネット代表取締役	
15	日高 政治	福岡市PTA協議会会長	
16	◎藤井 千佐子	福岡大学経済学部非常勤講師 元 西日本新聞社執行役員企画局長	
17	○星乃 治彦	福岡大学人文学部長	
18	丸田 哲也	福岡銀行人事統括部部長代理	

◎会長 ○副会長

福岡市男女共同参画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市の男女共同参画推進施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、福岡市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 男女共同参画推進施策の総合的な企画及び推進
- (2) 男女共同参画推進施策についての関係部局間の相互連絡調整
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表1の委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を主宰する。
- 4 副会長は、市民局を所管する副市長をもって充てる。
- 5 会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、男女共同参画推進に関する施策について学識経験のある者に対し協議会の会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の円滑な運営を図るために必要な事項について調査協議する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事を置く。
- 4 幹事長は、市民局男女共同参画部長をもって充て、幹事は別表2に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 6 幹事長は幹事会を総理する。
- 7 幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、幹事のうちからあらかじめ幹事長が指名した者が、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民局男女共同参画部男女共同参画課において行う。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要綱は、昭和55年3月15日から施行する。

(中 略)

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表1

市長	住宅都市局長	水道事業管理者
副市長	道路下水道局長	交通事業管理者
会計管理者	港湾局長	教育長
総務企画局長	東区長	人事委員会事務局長
財政局長	博多区長	監査事務局長
市民局長	中央区長	議会事務局長
こども未来局長	南区長	市長室長
保健福祉局長	城南区長	選挙管理委員会事務局長
環境局長	早良区長	農業委員会事務局長
経済観光文化局長	西区長	
農林水産局長	消防局長	

別表2

総務企画局企画調整部長	環境局環境政策部長	早良区総務部長
総務企画局国際部長	経済観光文化局産業振興部長	西区総務部長
総務企画局人事部長	農林水産局農林部長	区福祉事務所長代表
財政局財政部長	農林水産局水産部長	消防局総務部長
市民局コミュニティ推進部長	住宅都市局都市計画部長	水道局総務部長
市民局男女共同参画部長	住宅都市局住宅部長	交通局総務部長
市民局人権部長	住宅都市局都市づくり推進部長	教育委員会総務部長
こども未来局こども部長	道路下水道局総務部長	教育委員会教育支援部長
こども未来局子育て支援部長	港湾局総務部長	教育委員会指導部長
こども未来局こども総合相談センター所長	東区総務部長	教育委員会教育センター所長
保健福祉局総務部長	博多区総務部長	監査事務局次長
保健福祉局健康医療部長	中央区総務部長	議会事務局次長
保健福祉局健康医療部精神保健福祉センター所長	南区総務部長	
保健福祉局高齢社会部長	城南区総務部長	